

抽象的結果観と具体的結果観

濱本千恵子

Description of the abstract results and Description of the concrete results

Chieko HAMAMOTO

1. 序

刑法における結果とは何か。たとえば我が国の刑法 199 条は、殺人罪の規定として「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の有期懲役に処する」と定めている。単純に考えれば、当該構成要件から想定される「結果」は「人の死」である。しかし従来から、この結果を如何に規定するかについては見解の対立があった。現在のところ、我が国でも、また我が国の刑法学に多大な影響を与えたドイツにおいても、「構成要件上重要な事情を具体的に記述する」ことで結果を規定する、いわゆる具体的結果観が支配的であるといえよう。たとえば「人の死」を刑法が問題とするとき、すなわち、その死がまさに何者かの犯罪行為によって惹き起こされたのかを検討するとき、「人の死」が発生した時刻や場所、死因等は非常に重要な検討課題となる。それ故に、これらの事情は結果の規定それ自体に含むべき、というのである。

では、何故に「人の死」ではなく「××による〇時〇分の死」といった具体的な記述が結果規定に必要とされたのであろうか。この要求の背後には、かつてドイツで提唱され、今なお受け継がれている等価説の存在がある。周知のように、如何なる事情が結果に対する原因であるか、という因果概念に関する議論において、かつては結果に対する諸条件の中から、何らかの基準を用いて「原因」を選出する、いわゆる個別化説（原因説）も主張された。しかしこれらの個別化説は、各々の説が原因選出の明確な基準を示しえないことから支持を失った。反対に、諸説を抑えて通説的地位を確立したのが等価説である^①。そもそも何らかの外界変動としての結果とは、様々な条件が絡み合っ生じるものであり、「原因」とはこれらの条件の総和を指す^②。個別化説はこれらの中から（唯一の）原因を示そうと努めたのであるが、これに対して等価説は、結果発生に共同作用した条件の総和ではなく、個別条件の各々を「原因」とみなし、各原因が結果発生に対して同価値

であるとする^③。刑法上問題となるのは、「一定の種類的人的行動と結果との関連を確定すること^④」であるがゆえに、本来は一条件にすぎない人的行動という事情それ自体が、原因として扱われるのである。

ただし、等価説が結果発生に関与した条件を等価とみなすとはいえ、この見解は世界の総体的な因果性の解明を要求するものではない。一つの出来事の結果が別の出来事の原因となるように、現実世界における事象は綿々と継続していくとしても、「むしろ、総体的な世界のほんの一端が、その意味で『部分的結果』のみが、その惹起性について等価説を手懸かりにして検討されるにすぎない^⑤」。刑法の扱う領域において、因果経過はもとより、因果性判断の対象となる結果もまた、「法的に相当な結果」として総体的事象から切り取られねばならない。では、「相当性」の線引きをどのレベルで行うか。これこそが結果規定の問題の本質であった。

2. 抽象的結果観と具体的結果観

(1) 抽象的結果観

従来、等価説は、因果性、すなわち条件関係の把握のために「あれ（行為）なければこれ（結果）なし」というコンディティオ公式を使用してきた。当該公式の核をなすのは、「現実の経過から、条件関係が問われるべき行為のみを差し引いた場合に想定される仮定的経過において、同様の結果が発生するか否か」という仮定的経過判断である。この仮定的経過において、同様の結果を発生させる事情、すなわち代替原因が存在する場合には、問題とされる行為と結果との間の条件関係が否定される。

ここで、「同様の結果」とは何か、という疑問が思い浮かぶ。仮に、結果発生に至る事情までも含めて検討し、現実の結果と仮定的結果との間に僅かでも齟齬があれば結果の同一性を認めないとする。この場合、行為を取り除くという、現実の経過とは異なる思考実験が行われている以上、現実の経過と「まさに同一の結果」が生じる事案は著しく限定されるであ

(2017年1月6日受理)

一般科〔責任著者〕

ろう。しかし、仮定的経過における結果の同一性を、常にここまで厳密に求める見解は見受けられず、代替原因が生じさせる「同様の結果」と認められるものは、以下の二つのケースに大別される⁶⁾。

① 仮定的経過において、現実の経過と時、場所、態様等について「まさに同一の結果」が生じるケース。たとえば、「死刑執行人が執行ボタンを押そうとしたまさにその瞬間、死刑囚に復讐するため、被害者の父親Aが執行官を押し、自らボタンを押し、よって死刑囚が死亡した場合（死刑執行人事例）である。

② 結果発生 of 具体的な形態が、現実の経過と仮定的経過で若干異なるケース。たとえば、「Aは、Bが斧を振り上げてCを背後から殴ろうとしているのを発見し、Cに向けて大声で警告を発した。Cはその声に振り向き、そのためBの攻撃はCの後頭部ではなく側頭部に命中し、Cが死亡した」という場合（警告事例）が挙げられよう。「Aが彩色を施した花瓶をBが床にたたきつけて破壊した場合」（花瓶事例）や「大雨で決壊したダムに、Aがバケツ一杯の水を加えた場合」（ダム事例）もここに分類される。

上記のケース①は、「Aの行為なくとも結果あり」として条件関係が否定されそうであるが、我々の直感、この結論を是としないであろう。では、この直感を如何に説明すべきか。通説的見解は、死刑執行人がボタンを押すという行為は未だ現実化していないのであるから、そのような仮定的事情は付け加えて考えるべきでないとして、公式に「付け加え禁止」という修正を加えることで、Aの条件関係を肯定する。これに対して②のケースは複雑である。この事例においてはAの行為と結果との関係が問題とされるのであるが、我々は、Aの行為ではなくBの攻撃こそが真の原因であると感じるに違いない。ケース①と異なる点は、A、B双方の行為が現実化し、かつ、発生した結果の形態に多少なりとも影響を与えているということである⁷⁾。そしてAの行為を取り除いた際に生じる結果（「後頭部陥没による死」）は、現実の経過における結果（「側頭部陥没による死」）とまさに同一とは言えないが、しかし現実の経過と「同様の結果」（Cの死という結果）であると考えられよう。そうであれば、②のケースでAの行為に条件関係が認められるか否かは、「結果」の規定方法に大きく左右されることになる。

結果発生の一条件を原因と解する等価説の立場からすれば、結果発生に何らかの影響を与えた条件は、たとえそれが如何に些細な事情であったとしても、「原因」として扱われよう。たとえば先の警告事例において、結果を「頭蓋側頭部陥没による死」と規定すれば、大声を上げてCを振り向かせる行為は、Cの頭部を斧で殴打する行為と並んで、結果発生の原因である。Aによる警告が結果発生の原因だとする結論を我々の直感が拒絶するとしても、少なくとも等価説の立場から、この行為の原因性を否定することはできない。

この結論を回避するため、コンディティオ公式による条件関係判断を行う際に、「まさに同一の結果」ではなく「その種の同様の結果」が発生したか否かを問うのが抽象的結果観である。たとえば抽象的結果観に立つトレーガーによれば、一つの具体的な条件が、完全に具体的な結果を惹起したかどうかは重要でなく、むしろその時々 of 考察者の関心が重要なのであって、「それが欠落した場合に具体的結果にきわめて些細な変化が生じるような先件は、法的意味においては結果の条件ではない。むしろ、我々には、結果は、ある程度一般化された形でのみ関心をひく⁸⁾」。そして結果発生の原因とは、「その場合に存在する状況がおよそ当該法的結果カテゴリーから外れることなしには差し引いて考えることのできないような各々の事情⁹⁾」である。これを先の警告事例に当てはめれば、刑法上重要なのは頭蓋骨の陥没部分が側頭部であるか後頭部であるかではなく、その被害者が頭部を損傷して死亡した点であるから、「頭蓋側頭部陥没による死」という具体的結果は、ある程度抽象化して、「頭蓋骨陥没（あるいは頭部損傷）による死」という一定のカテゴリーに分類されることになる。抽象的結果観はこのように、結果を抽象的なカテゴリーに分類したうえで、コンディティオ公式に基づく条件関係判断、すなわちAが警告を発しなかった場合 of 仮定的経過判断を行う。Aの警告がなければ「頭蓋後頭部陥没による死」という結果が生じると予測されるであろう。しかしこの結果もまた「頭蓋骨陥没による死」という結果カテゴリーに包摂されるのであるから、Aの警告は抽象的な結果カテゴリーから外れないことが判明する。つまりAの警告がなくとも抽象的結果が抜け落ちることはなく、それゆえに当該結果についてAの条件関係は否定されるのである。

抽象的結果観が主張するように、結果を一定の抽象的なカテゴリーに分類するならば、実際に発生した結果に対して些細な影響を与えた条件について、因果性を否定しう。しかしこの手法には問題も指摘される。第一に、抽象的結果観はコンディティオ公式と組み合わせさせた場合に、その機能を喪失しかねない。たとえば、結果を単に「(当該)被害者の死」と規定すると、被害者は人間である以上、どのような理由であれ、いつか必ず死亡するのであるから、行為が無くともいわず結果(被害者の死)が生じたことに間違いはない。つまり、抽象的結果規定は、「同一カテゴリー」に属する結果を惹起しうる代替原因が存在する場合には、その代替原因が現実的なものであれ潜在的なものであれ、常に行為の因果性を否定せざるをえないのである。

もちろん、結果記述に際してこのように現実の事情（たとえば被害者が死亡した日時等）を全く無視した、極端な抽象化を行う見解は見受けられない。抽象的結果観の論者は、抽象的結果規定こそが唯一の正しい結果規定方法だと考え、常に結果をカテゴリー分けするのではなく、むしろ因果関係の判断において具体的結果規定から出発し、必要に応じて結

果の抽象化を図るのである。たとえばトレーガーは、具体的な結果の規定と、その結果に影響を与えた諸々の事情が存在する、ということを前提にして、各々の事情が具体的結果に対して法的に重要な変更を加えたか否かを確認し、「些細な変更」と具体的結果との条件関係を否定するために、結果それ自体に手を加え、これを抽象的に把握する。反対に、重要な変更があった場合には結果は抽象化されず、具体的なままに留まるのである。

結果を常に抽象化、あるいは具体化するのではなく、事案ごとに異なる結果規定を利用する手法を、ザムゾン¹⁰⁾は因果経過の修正(modifizieren)と因果経過の取替(ersetzen)との区別として位置づけている。ザムゾンによる区別を警告事例に当てはめれば、Aの警告はBによる攻撃の命中する位置を後頭部から側頭部へと変更したにすぎないのであるから、その行為は被害者の死という結果に対して重要な変更を加えるものとはいえず、単に元々存在した因果経過を「修正」したにすぎない。しかしたとえば、Bの攻撃が命中する前にAがCを銃で撃ち殺したなら、Aは被害者の死因を変更したことになる。このような死因の変更は、結果に対して法的に重要な変更を加えたと考えられるので、Aは、自らの行為(銃による狙撃)によって元々の因果経過(斧による攻撃)を取り替えたと言える。したがって、後者の事例において結果は抽象化されず、少なくとも「銃殺」というレベルで結果が具体的に記述されることになろう。

このように、法的に重要な方法による結果変更の有無(あるいは因果経過の修正と取替)を区別して結果の抽象化に段階を設けることで、確かに、少なくとも「行為がなくとも人はいずれ死亡する、それゆえにすべての殺人行為について結果との条件関係は否定される」といった暴論は回避しうる。人間にいつか必ず訪れる死と、殺人行為の結果たる死とでは、死因や死亡時期について「法的に重要な方法による結果変更があった」と考えられ、結果の抽象化が否定されるためである。

しかし、結果変更の法的重要性による区別も、実のところ単純ではない。この区別を要求することで、抽象的結果観は第二の問題、すなわち法的に重要な変更とそうでない変更とを区別する基準をどこに求めるか、という深刻な問題に直面する。

たとえばトレーガーは、如何なる場合に結果を抽象化するかについて、「燃えている建物の中に少量の藁の束を投げ込む者は、そのことによって確かに、その具体的な確実性において結果に対する条件を設定するが、しかし決して法的に関心を引く結果に対する条件は設定しない。誰かがたとえば燃えさかる家屋に藁でいっぱいの中を飛び込み、それによって炎の激しさと焼損の速さが相当に上昇した場合には別である¹¹⁾」と説明する。この記述からは、結果発生に対する条件の設定が「法的に関心をひく」か否かが事案を区別する基準で

あることが読み取られよう。一般に、結果発生の「時」や「場所」を設定する行為は、「法的に関心を引く結果に対する条件」であると考えられる。少量の藁の束と車両一杯に積まれた藁とでは、家屋の焼失に掛かる時間も大幅に変更されるであろう。ここでは、結果発生の「時」の変更が、法的に関心をひいていると言える。彼はまた、ケース②(洪水事例)において、堤防が決壊して溢れ出る水流の中にバケツ一杯の水ではなく、大きな貯水池を開けてその水を加え、その結果水位が著しく上昇し、洪水が「強化」された場合にも、結果の抽象化を否定する。ここでは、結果発生の時・場所に加え、被害の程度や結果発生の態様といった事情も考慮されているようである。

しかし抽象的結果観に立つトレーガー、あるいはタルノウスキーは、結局の所、法的重要性の有無、すなわち如何なる場合に結果抽象化を認めるかという問題に明確な答えを出しているとは言い難い。両者は抽象化の基準を法学における結果の本質的側面、すなわち構成要件に求め、そこには「時、場所、行為の種類に関する具体的な諸要素¹²⁾」が含まれるという¹³⁾。しかし如何なる場合に「法的観点において重要な変更」が行われたかは、一般論としてではなく、個別具体的に判断されるという¹⁴⁾。既に燃えている家屋に少量の藁を投げ込もうと、藁が満載のトラックで突っ込もうと、「家屋の燃焼」というレベルでは変わりはないはずであるが、トレーガーは後者においてのみ法的に重要な変更があったと考えるのである。結果発生の「時、場所、行為の種類に関する具体的な諸要素」といった構成要件上重要な事情を、結果規定において、しかも個別具体的に考慮するという手法は、後述する具体的結果観と何等相違はなくなってしまう。これらの具体的な事情を取り込んだ結果規定は、もはや「抽象的」と称することはできないのではなからうか。

以上の指摘は、抽象的結果観の核心である「結果カテゴリー」の不確かさをも明らかにするであろう。先に述べたように、抽象的結果観は必要に応じて、すなわち些細な事情を原因から排除するという目的で結果を一定のカテゴリーにまで抽象化する。その際、結果のカテゴリー決定は、結果を如何なる方向に向けて、如何なる程度で抽象化するかに依存するのであるが、この抽象化の方向性及び程度もまた、明確な基準は示されない。たとえば警告事例において、頭蓋側頭部陥没による死という具体的結果を、「人の死」まで抽象化することも可能にはずである。しかし上記のとおり、抽象的結果観に立つ論者であっても、結果の抽象化は「一定程度」に留めるのである。そうであれば、些細な事情が具体的結果に対して如何なる変更を加えたかによって、結果のカテゴリーは異なる分類がなされるであろう。つまり、当該事情が結果に生じさせた変更は重要ではない、という結論を導くために、結果のカテゴリー決定に際して結果発生の時刻を抽象化し、あるいはその発生の態様を抽象化することが可能なのである。

更に、結果をカテゴリーに分類することと、法的関心から結果に重要な変更が加えられたか否かという問題は、必ずしも一致しないように思われる。たとえば先述の①(死刑執行人事例)において、Aの行為は、死刑囚の死という結果発生に関して、執行人がその結果を惹起したであろう場合と比較しても、その発生の時、場所、態様等に何らの変更ももたらさない。つまり、Aは結果のカテゴリーはもとより、具体的結果に対しても何等変更を加えない。しかし死刑囚の死とAがボタンを押す行為との間の条件関係は肯定されるであろう。なぜなら、確かにAは元々執行人が押すはずであったボタンを代わりに押しただけで、そこから生じる結果は仮定的経過における結果と同一カテゴリーに含まれるが、しかし法令により許された執行人以外の者が死刑執行に関与することは法的に重要な変更であるので、結果の抽象化は否定されるであろう⁽¹⁵⁾。

しかし抽象的結果観は、本来、「些細な事情」を原因判断から排除するために主張された見解であり、その骨子は「行為が結果カテゴリーを変更したか否か」にあったはずである。死刑執行人事例におけるように、この変更が存在しないにもかかわらず、法的に重要な変更であったか否かという基準によって行為の原因性を肯定しようとするのであれば、そのときトレーガーは、元々発生するはずであった結果と同一カテゴリーに含まれるような具体的結果を惹起した行為を「原因」として扱うために、「法的に重要な変更があった」ことを理由にして、結果の抽象化を否定していると言えよう⁽¹⁶⁾。しかし先述のとおり、如何なる場合に、如何なる程度で結果を抽象化するかは不明確なままである以上、結果カテゴリーを設定して当該抽象的結果と行為との間の条件関係を問わずとも、後述する具体的結果観と同様に、当初から行為が「法益(状態)に法的に重要な変更をもたらしたか否か」を問えば十分であるように思われる。

最後に、この点はトレーガー自身が認める所であるが、「結果に法的観点から重要な変更をもたらす事情」のみを条件とする抽象的結果観は、結果規定、すなわち因果関係に関する議論の段階で法的価値判断を取り込むことになる、との批判もある。トレーガーが結果規定における価値判断を肯定した結果、彼は、警告者Aについて条件関係を否定したはずの警告事例において、事例が僅かに修正された場合に異なる結論を導くことになる。すなわち、警告者AがCを危機から回避させるためではなく、Bによる攻撃をより容易にする目的で大声を上げた場合には、トレーガーは結果の抽象化を否定し、Aの警告とCの死亡結果との間に条件関係を肯定するのである⁽¹⁷⁾。ここで、Aの行為と結果との間の条件関係の有無が、Aによる大声での警告という客観的事実ではなく、Aの主観に依存していることは明らかであろう。少なくとも条件関係については、ドイツでも我が国でも事実的關係として把握するのが通説であるし、また刑法的評価の対象を確定するため

には、これを事実的關係として把握すべきであることからすれば、トレーガーのように正面から結果規定に価値判断を取り込む見解は否定されるのではなからうか。

(2) 具体的結果観

抽象的結果観に対して、具体的結果観に立つミュラーは、抽象的に定義された結果に関して行為がその条件性を検討されるのではなく、具体的な結果に対する態度の原因性について問われねばならないと主張した⁽¹⁸⁾。ミュラーは、トレーガーによるケース②(花瓶事例)の考察方法を例に挙げ、その判断方法を批判する。上述のように、トレーガーは最初に具体的結果を規定し、必要に応じて結果を抽象化する。花瓶事例においては、「彩色された花瓶の破壊」を具体的結果として確定した上で、「花瓶の破壊」という法的に関心のある抽象的結果カテゴリーに、彩色者Aと破壊者Bのそれぞれが変更をもたらしたか否かを検討する。ここでは、世界の総体的事情の中から結果に関わる諸事情を選出する際に、まずは法的重要性の如何に関わらない出来事がある種恣意的に選び出され、その後、更に「抽象的な法的重要性」、すなわち抽象的結果規定を基準にして、結果発生に対する原因の特定が試みられている。

既に述べたとおり、刑法における因果関係が世界の総体的事情を解明するものではない以上、我々は何らかの基準に基づいて、総体的事情から特定の因果経過を切り取らねばならず、ミュラーもこの点は否定しない。トレーガーはこの切り取りに際して、第一に法的重要性とは無関係な事情、たとえばAによる花瓶の彩色を含んだ経過を選択するが、ミュラーによれば、この第一の切り取り作業それ自体を法的観点の下で行えば、花瓶への彩色のような「些細な事情」について条件関係を排除するために、あえて結果を抽象化する必要はなくなる。花瓶事例では、器物損壊という事実は「今まさに生じた花瓶の破壊」によって完成するのであるから、花瓶に彩色が施されていることは、「器物損壊の法的構成要件に基づいて境界付けられた具体的結果の構成部分を構成することはありえない⁽¹⁹⁾」。法的観点に基づいて世界を切り取れば、構成要件上重要でない「付随事情」としての彩色の存在は、はじめから排除されるのである。

更にミュラーは、トレーガーの理論の矛盾を指摘する。「BはXを刺殺せんと企み、Xを待ち伏せしている。しかしAがBに、Xの刺殺を思いとどまらせる代わりにXを強かに殴りつけることのきっかけを与えた」という事案を考えてみよう。刺殺結果と殴打による傷害結果は、異なるカテゴリーに属するであろうし、死の結果を傷害結果に変更することは、法的にも重要な変更であると考えられる。しかしトレーガーはここで、Aについて傷害結果の原因性を否定している。ミュラーはこれを批判し、結果に関する具体的判断に、類似した、あるいはより重大な結果を惹き起こすと思われる仮定的経過

の考慮を取り込むべきではない⁴²⁰、と主張する。このような批判がなされたのは、ミュラーが「重要なのは常に、当該の法的に有効な構成要件の結果類型が、判断されるべき事象にどのようにして実現したのか、という具体的な事実のみ」であるとして、現実的な具体的結果の惹起を重要視したためと考えられる。そうであれば、如何に結果減少事由であろうとも、「具体的結果」の発生に関与した以上は、少なくとも条件関係が肯定されることになる。

現在では、ドイツにおいてもわが国においても、具体的結果観が通説的地位を占めるようである。たとえばロクシンによれば、「医師が自身の行為によって、患者の不可避の死を引き延ばした場合ですら、彼は等価説の意味において患者の死に対する条件を設定した⁴²¹」のであり、「出来事の変更は、それが構成要件のメルクマールの実現の、種類や方法、並びに時間・場所にとって重要でない場面でのみ非因果的である⁴²²」という。ロクシンの叙述から判明するように、「人の死」という結果における死の発生時刻は、法的観点からすれば重要な関心事であるため、結果記述に含まねばならない。そうすると、この具体的な死亡時刻に影響を与えた医師の延命行為は、「結果の説明」にとって必須の事情であり、結果との因果性も肯定されることになる。反対に、たとえば被害者がナイフで刺殺されたとして、行為時に行為者が「青いシャツを着ていたかどうか⁴²³」は構成要件的に重要でないがゆえに因果性が否定されることとなる。また、上述②（警告事例）においては、Cの側頭部が陥没したという事実が法的に重要な事情であるか否かについては争いもあるが、少なくともミュラーはこの重要性を肯定し、結果を「頭蓋側頭部陥没による死」と規定する。これに対して①（死刑執行人事例）は、現実の結果と仮定的結果とがまさに同一であるため、具体的結果観のみで父親Aの条件関係を否定することは困難である。一般には、コンディティオ公式における付け加え禁止という修正によって解決されることになる。

3. 抽象的結果観と具体的結果観の分析的考察

以上の概観から、抽象的結果観にせよ具体的結果観にせよ、総体的世界の中から「法的に相当な結果」を選び出す際には、構成要件、及びそこから導かれる「法的関心」あるいは「法的重要性」を基準としていることが判明した。これは双方の見解が我々の直感と妥当する結論を模索した結果であるとも言える。それゆえ、既に述べたとおり、花瓶事例のように「Aの行為（彩色）が結果発生にとって全く重要でない」場合には、両者の見解は一致する。しかしたとえば警告事例について、ミュラーが警告者Aの条件関係を肯定する一方で、トレーガーがこれを否定したように、その法的重要性について判断が分かれるケースもある。この相違は何故に生じるのか。更に言えば、そもそもなぜ結果規定について二つの見解が対立しているのだろうか。

この対立の背景には、因果関係に関する理解の相違が存在しているといえる。既に述べたとおり、抽象的結果観は、「些細な事情が原因として扱われる」という等価説から生じる不都合を回避するために主張された。この理論の目的は「法的に重要でないものを考慮の対象から排除する」ことであるが、その手法は、行為が存在しない場合に「まさにその結果」ではなく「法的に同等な結果」が発生したか否か、つまり抽象的結果カテゴリーに変更が生じたか否かを判断するというものであった。前述のように、抽象的結果観は結果抽象化の前提として暗黙のうちに具体的結果の存在を要求するのであるが、このことから、抽象的結果観は因果概念を、自然的因果関係ではなく、いわば「法的因果関係」と位置づけていると考えられる。そのため、当該結果観においては「現実がどうであったか」という結果惹起の問題よりも、「現実を如何に評価するか」という問題がより重要になる。事実を評価するとき、たとえば行為が行われた際の行為者の主観面など、事実そのものにまつわる事情を判断資料として使用することが可能であろう。しかし評価の手段としては、問題となる行為と、行為以外の事情と比較衡量することも考えられるのであって、更に、このような比較の対象としては、現実が生じた事情の他、行為がなかった場合の仮定的事情もまた使用しうるのである。それゆえ、抽象的結果観は、事実を評価する手段の一つとして、仮定的事情（代替原因）の扱いについても寛容な立場をとることになる。

なお、抽象的結果観がコンディティオ公式を採用する以上、代替原因に寛容な立場は、「現実的な事情の条件関係がすべて排除されかねない」という弊害をもたらすのであるが、この弊害はむしろコンディティオ公式の「仮定的消去法」という判断構造に起因する。この構造において、たとえば「頭蓋側頭部陥没による死」から「人の死」といったように、結果を抽象化すればするほどいわば結果の範囲が広がり、それゆえに「その種の結果」を発生させる代替原因は増加する。代替原因には、現実が生じた事情もあれば、現実世界においては生じなかった潜在的事情も含まれるであろうが、これらの現実的・潜在的代替原因により、結果発生に何らかの影響を与えた事情について「当該事情がなくとも、代替原因の故に結果あり」という結論が導かれ、これらの事情について原因性が否定されうる。つまり、代替原因の増加に伴って、（等価説の意味における）原因は減少し、更には「真の原因」についてまでも条件関係が否定されうるのである。

これに対し、ミュラーをはじめとする具体的結果観の主張の根底にあるのは、「当該態度なしに法的に同等であると評価され、あるいは法的に異なる結果が発生したと思われるかどうかを問うことは許されない」という、事実的因果関係へのこだわり、あるいはエンギッシュが指摘したように、結果「惹起」へのこだわりである。ここでは、因果概念は自然科学的に把握され、法的な評価は可能な限り排除される。当然のこ

とながら、世界の総体的な事情の中から結果に含まれるものとそうでないものを区別せねばならないが、具体的結果観は、等価説をより厳格に解釈する立場であると言えよう。

なお、ミュラーは具体的結果観に立ちつつも、条件関係の判断公式としてはコンディティオ公式を維持したが、これに対してエンギッシュは、仮定的経過判断を必然的に伴うコンディティオ公式自体を放棄するに至った。既存の法則に現実の行為と結果とを当てはめて条件関係の有無を判断する、いわゆる合法則的条件公式をしたのである²⁴⁾。当該公式において、行為が存在しなかった場合の仮定的経過を考慮する余地はない²⁵⁾。それゆえ当該公式は、条件関係論において事実的連関及び結果惹起を重視する立場から見れば、より適切な判断公式であり、とりわけドイツにおいて有力な支持を集めている。また、我が国においては今なおコンディティオ公式が通説的地位を占めているが、これらの見解も、行為と結果との合法則性を前提としており、惹起の概念を等閑視するわけではない。

ところで、具体的結果観が等価説に忠実であるということは、抽象的结果観が問題視した「些細な事情」や、たとえば瀕死の患者に救命治療を施してその死期を遅らせた医師のように、結果を良変更する事情、更に言えば「世界の総体的事情」についても、それらの事情が仮定ではなく現実の事情である限りにおいて、結果規定に取り込まれることで、原因性判断の俎上に乗る可能性があるということである。そして、コンディティオ公式を採用しつつも仮定的事情（代替原因）の考慮を極力排除する立場をとるなら、「行為なくとも、仮定的代替原因の故に結果あり」という場合に、当該行為の条件関係は否定されない。なぜなら、仮に医師患者に延命治療を施さなければ、傍にいた看護師が同様の措置を行い、やはり患者は現実と同時刻に死亡したと考えられるとしても、看護師の行為はあくまで仮定であって、実際には医師が延命治療を行ったのである。つまりこの立場によれば、「法的重要性」属論において改めて論じられることになる。

4. 従来の結果規定に対する問題提起

以上で、従来から主張されてきた二つの結果規定について考察を加えた結果、両説の相違は因果概念の把握、および代替原因の扱いに起因することが判明した。しかしこの相違とは裏腹に、両説に共通する重要な点を指摘しうる。それは、双方の結果観が、「あらゆる事情があらかじめ我々に示されている²⁶⁾」ことを前提とし、その示された事情の中から法的重要性等の基準に基づいて世界を切り取っている、ということである。しかしこのような前提は、本当に正しいのであろうか。

を理由に広範な事情が結果規定に取り込まれ得るのであり、そしていったん結果規定に取り込まれた諸事情は、条件関係が否定されることはほとんどない。その結果として、結果規

定を具体化すればするほど、原因は増加するのである。我々の直感が、行為に対して刑事責任を問うことに疑問を抱く場合には、これらの行為は、因果論ではなくその後の客観的帰

双方の結果観が「法的観点」に基づいている以上、いずれに対しても同様の批判が向けられる。すなわち、法的観点から「どの事情まで含んで世界を切り取るか」、その基準は全く示されていない。具体的結果規定が結論の先取りに陥るとの批判もまた、この基準の不明確さに起因する。たとえば、被害者を刺殺した殺人犯が、「行為時に青いシャツを着ていた」という事情は、花瓶事例における彩色と同じく、構成要件的结果にとって重要な事情とは扱われないであろう。しかし殺人犯が「行為時に青いシャツを着ていたこと」によって、より容易に殺人行為を成し遂げたとすれば、当該事情が法的観点から重要と見なされる可能性もある。ここでの構成要件該当結果は「青いシャツを着た行為者がナイフで刺突したことによる死」と記述され、その結果、行為者に青いシャツを貸与した者についてもまた因果性が肯定されよう。結果発生に関与した事情が法的観点から重要であるか否か、そこには法適用者の恣意が容易に入り込みうるのである。更に、具体的結果観はかなり広範な事情について原因性を肯定したうえで、客観的帰属論において絞りをかけるのであるが、そもそも恣意的に決定される結果について、その結果に対する「帰属」を問うても、また恣意的な結論が導かれるにすぎない。

我々は、人間である以上、現実世界を完全に記述することはできない。そうであれば、「あらゆる事情があらかじめ我々に示されている」という前提を否定し、「説明されるべき事情」すなわち結果それ自体と、「説明するための事情」、すなわち結果発生に至る因果経過を構成する事情とを区別すべきである。そして前者は刑法に明記された構成要件を、後者は既知の法則を手掛かりにして記述することによって、より客観的かつ明確な結果規定を行うことができるのではなかろうか。

¹⁾本稿は、拙稿『法益客体の不利益変更』としての結果の規定(一) 広島法学第39巻第3号127頁(2016)の補足的考察である。

²⁾斎藤金作『共犯理論の研究』(有斐閣、1954)参照。

³⁾J.S.ミル『論理学体系:論証と帰納Ⅲ』(大関将一訳)(1950、春秋社)87頁参照。たとえば自動車のドライバーが酒酔い状態で事故を起こした場合、彼のアルコール摂取をはじめ、被害者がそこに居合わせたこと、道路が建設されたこと、エンジンが発明されたこと、等々もまた自己の原因である。Vgl. Claus Roxin, *Strafrecht AT*, Bd.1, 3.Aufl.,2006, 11/6.

⁴⁾ブーリの条件説について、詳細は岡野光男『刑法における因果関係の理論』(成文堂、1977)17頁以下参照。これに対していわゆる個別化説は、各々の条件を「法的視点から」区別しようとした。

⁵⁾Roxin, a.a.O.(Anm.3.)11/6.

⁽⁶⁾ Vgl. Erich Samson, *Hypothetische Kausalverläufe im Strafrecht*, 1972, S.26.

⁽⁷⁾ Samson, a.a.O.(Anm.6), S.25f.

⁽⁸⁾ たとえば、大阪南港事件（最決平成2年11月20日、刑集44巻8号837頁）はまさにこのケースであると言えよう。

⁽⁹⁾ Ludwig Traeger, *Der Kausalbegriff im Straft- und Zivilrecht*, 2.Abdruck, 1929, S.41.

⁽¹⁰⁾ Traeger, a.a.O.(Anm.9), S.43.

⁽¹¹⁾ Samson, a.a.O.(Anm.6), S.125ff.

⁽¹²⁾ Traeger, a.a.O.(Anm.9), S.44f.

⁽¹³⁾ Hans Tarnowski, *Die Systematische Bedeutung der adäquanten Kausalitätstheorie für den Aufbau des Verbrechensbegriffs*, 1927, S.39.

⁽¹⁴⁾ 正確には、トレーガーとタルノウスキーの「具体的事情」の扱いは同一ではない。結果の抽象化と法的に重要な変更の有無とを別々に考察するトレーガーとは異なり、タルノウスキーは、当初の「結果抽象化」の段階で法的重要性を考慮する。しかしこれは、後述のミュラーによる具体的結果規定の手法と変わらなくなる。Vgl. Tarnowski, a.a.O. (Anm. 14), S.39.

⁽¹⁵⁾ Traeger, a.a.O.(Anm.9), S.44f.

⁽¹⁶⁾ ただし、この死刑執行人事例は、後述の具体的結果観からも満足のいく説明は得られない。ここで現実の結果と仮定的結果との間に差異をもたらすのは、「Aがボタンを押した」というその一点に限られる。しかし「Aが押した」という犯人の特定を結果規定に含むのであれば、それは結論先取りの批判を免れないであろう。

⁽¹⁷⁾ Traeger, a.a.O.(Anm.9), S.44. トレーガーにとっての「原

因」とは、結果カテゴリーを変更させるような事情であるが、しかし彼はこの命題に当てはまらない事情をすべて「原因」から排除するわけではない。彼によれば、「それらの(事情の)排除は確かに結果カテゴリーから結果を外させないが、しかしその結果を法的に重要な方法で変更したと思われるような諸事情もまた原因である。このような重要な変更は、既に企図された侵害の強化を当該事情が引き起こした場合に、常に存在する」という。

⁽¹⁸⁾ 「人は行動が幫助（行為の故意的な促進）として現れる事例において、結果の程度を減少させる変更ですら、csqn を幫助行為に認めるに十分であるとしなければならない」とする。Traeger, a.a.O.(Anm.9) S.41.

⁽¹⁹⁾ Max Ludwig Müller, *Die Bedeutung des Kausalzusammenhanges im Straf- und Schadensersatzrecht*, 1912, S.10ff.; vgl. Karl Engisch, *Die Kausalität als Merkmal der strafrechtlichen Tatbestände*, 1931, S.11.

⁽²⁰⁾ Engisch, a.a.O.(Anm.19), S.11.

⁽²¹⁾ Vgl. Engisch, a.a.O.(Anm.19), S.30.

⁽²²⁾ Roxin, a.a.O.(Anm.3), 11/20.

⁽²³⁾ Roxin, a.a.O.(Anm.3), 11/21.

⁽²⁴⁾ BGHSt. 8, 267

⁽²⁵⁾ Engisch, a.a.O.(Anm.19), S.13ff.

⁽²⁶⁾ 不作為犯においては事情が異なる。この点につき、拙稿「過失競合と因果関係」*広島法学*第38巻第2号47頁以下(2014)参照。

⁽²⁷⁾ Ingeborg Puppe, *Die Erfolgzurechnung im Strafrecht*, 2000, S.16.